

平成28年12月19日

尾北支部 会員各位

愛知県行政書士会尾北支部  
支部長 伊代田誠二  
副支部長 佐藤 友泰

### 都市計画法及び農地法に関するお知らせ

師走の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は支部活動にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、年末の挨拶回りの際、3市2町の担当者と都市計画法及び農地法の新しい取り扱い基準につきまして、ヒアリングをしましてまいりましたので、ご報告申し上げます。

#### 1. 都市計画法の審査会基準（1号、7号、12号）の変更に関して

以下の点につきまして、これまでの取扱いが変更されると思われます。

なお、個別案件につきましては、その都度事前相談を行って下さい。また、これまでの事前協議で「申請可」と回答された案件でも来年2月1日以降の申請については「不可」となる場合もございますので、ご注意ください。

本家の継続性 (大規模)	大規模分家の場合、線引前から居住している者（本家）が、申請時も居住していること（死亡している場合は本家の継続性を認めない）。また、線引後に本家を継いだ者が居ても本家の継続性は認めない。
世帯構成員の考え方 (大規模)	線引前から居住していれば、結婚等で世帯構成をしていなくても本家と認める。（江南市はこれまでもこの取り扱いをしていたと思います。）
3親等分家 (大規模は不可)	これまで認められていた伯父・伯母を本家とした大規模の3親等分家は認めない。直系のみ、孫・ひ孫の分家は認める。
3親等分家 (一般分家は可)	直系尊属（祖父等）が線引前から所有していた土地であれば、申請時に3親等内の尊属（伯父・伯母）が所有する土地であっても一般分家は認める。

#### 2. 農地法関係について

##### (1) 資力を証する書類の添付について

**4月以降に許可される申請から添付を要す。**

したがって、原則として3月申請分から添付を求められます。（江南市は2月25日）

\*岩倉市は1月提出分から添付を指導する。

\*大口町は現在も添付を指導している。

\*犬山市は2月提出分から指導する場合もある。

##### (2) 隣接地承諾書について

市 町	隣接地が現況農地でない場合（無断転用等）の隣接地承諾の必要性等
大口町	・現況が農地でなければ、承諾書の添付は不要。但し一部でも農地の場合は、添付を求める。
扶桑町	・現況が草ばえ程度の場合は添付を求めるが、駐車場や資材置場として完全に転用されている場所は不要。
犬山市	・現況が農地でない場合は添付不要。
江南市	・現況が農地でない場合でも地目が農地の場合は添付を求めている。
岩倉市	・現況が農地でない場合でも地目が農地の場合は添付を求めている。

\*3市2町とも隣地の承諾が得られない場合は、「経過（経緯）書」の提出で可とする。

\*江南市と岩倉市には、現況が農地でない場合は添付を不要とするよう働きかけます。